第十一条の表改正後欄の粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の三第三項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイル」に改め、同欄の粉じん障害防止規則第二十六条の四第二項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイル」に改める。

第十三条の表改正後欄の石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三十八条第三項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイル」に改め、同欄の石綿障害予防規則第三十九条第二項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイル」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百六十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～二百三十六　（略） （削る） （削る） 二百三十七～三百二十九　（略） 三百三十　六a・七・八・九・十・十a－ヘキサヒドロ－六・六・九－トリメチル－六H－ジベンゾ［b・d］ピラン－一－オールの三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位、三位及び六位以外にさらに置換基が結合していないもの及びこれらの塩類 三百三十一　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～二百三十六　（略） 二百三十七　六a・七・八・九・十・十a－ヘキサヒドロ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六H－ジベンゾ［b・d］ピラン－一－オール及びその塩類 二百三十八　三－ヘキシル－六a・七・八・九・十・十a－ヘキサヒドロ－六・六・九－トリメチル－六H－ジベンゾ［b・d］ピラン－一－オール及びその塩類 二百三十九～三百三十一　（略） （新設） 三百三十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。